

# 4月9日(日)は青森県議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 (☎017-734-5822)

<b>投票日</b>	4月9日(日) ※3月31日(金)告示
<b>投票時間</b>	7:00~20:00 ※一部を除く
<b>投票所</b>	市内108投票所

※障がい等で投票の際にお手伝いが必要な場合は、投票所スタッフがお手伝いします。投票所に設置している呼出しブザーでスタッフをお呼びいただくか、事前に選挙管理委員会事務局までお問合せください。

## ●投票できるかた

- ▽年齢要件 平成17年4月10日以前に生まれたかた
- ▽住所要件 令和4年12月30日以前から引き続き青森市内に住んでいるかた ※転入・転出・転居した場合の投票の可否は、お問合せください。

## ●投票所入場券(選挙のお知らせ)

選挙人名簿に登録され、投票できるかたには、3月31日頃までに投票所入場券を各世帯の有権者の代表者宛に郵送します。届かない場合や、記載内容に誤りがある場合などは、ご連絡ください。

- ・1枚のはがきに、最大3人分の世帯員の入場券を印刷
- ・自身の氏名が記載された入場券を切り離して持参
- ・入場券がお手元がない場合は、指定の投票所・期日前投票所で住所・氏名・生年月日をお申し出ください

## ●投票所の変更

下記の投票所を変更します(滝内福祉館の建替え工事の間のみ)。投票入場券に記載の投票所をよくご確認ください。

前回までの投票所	今回の投票所
滝内福祉館	青森歯科医療専門学校

## ●選挙公報の配布

4月5日(水)~7日(金)に有権者世帯全てに配布  
※期間が過ぎても配布されない場合はご連絡ください。

詳しくは、市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



## 期日前投票 4月1日(土)~8日(土) ※一部を除く

投票場所	投票時間
アウガ 6階会議室 市役所浪岡庁舎 2階中会議室	8:30~20:00
イオン青森店 3階会議室 ※(サンロード青森内) ユニバース・セラ東バイパスショッピングセンター2階 マエダガーラモール店 1階	10:00~20:00
青森公立大学 講堂前アトリウム	4月6日(木)10:30~18:30
青森大学 6号館集いのスペース622教室 青森中央学院大学 7号館フリースペース	4月7日(金)11:00~18:00

## ●対象となるかた

投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等のため投票所へ行けない見込みのかた

## ●投票に必要なもの

投票所入場券の裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書」に必要な事項を記載の上、お持ちください。入場券がお手元がない場合は、期日前投票所に備付けの宣誓書に記載の上、受付に提出してください。

※「イオン青森店3階会議室(サンロード青森内)」へ行く際は、イオン食品売場エレベーターをご利用ください。

## 不在者投票 4月1日(土)~8日(土) ※詳しくは、お問合せください。

区分	対象となるかた	投票場所
滞在先での投票	出張・旅行など、青森市以外の市町村に滞在しているかた	●滞在先の市町村の選挙管理委員会 事前に手続が必要です。全国市町村備付け、または市ホームページ掲載の不在者投票用紙の請求書を、青森市選挙管理委員会へ郵送または持参してください。
病院・施設での投票	県選挙管理委員会が指定する病院・施設等に入院(入所)しているかた	●入院(入所)している病院・施設内 病院や施設の長に申請が必要です。指定する病院・施設等の一覧は市ホームページから確認できます。
郵便による在宅での投票	重度の障がい等により、投票所での投票が困難なかた	●自宅等 「郵便等投票証明書」の交付を受けているかたに請求書等を郵送しますので、4月5日(水)までに請求してください。 ※証明書交付申請は随時受付



資産税課 奥川

令和5年度の固定資産の価格（評価額）を確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税（補充）台帳の閲覧ができます。

なお、令和5年度分の固定資産税納税通知書は、4月中旬に郵送します。

**【縦覧等場所】**

- ・資産税課（駅前庁舎2階）
- ・浪岡振興部納税支援課

**【持参するもの】**

身分証明書（官公署発行の顔写真付のものは1種類、それ以外のは2種類以上）／委任状（納税義務者から委任を受けた場合）

確認できます！  
令和5年度 固定資産税の課税内容

問資産税課

（☎017-734-5200）  
浪岡振興部納税支援課  
（☎0172-621186）

	土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税（補充）台帳
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税者の土地・家屋の価格と、他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるかを確認できます。</li> <li>●制度の趣旨から外れる場合は縦覧をお断りすることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税義務者が所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。</li> </ul>
日時	4月3日（月）～5月1日（月） ※土・日曜日、祝日を除く	4月3日（月）から通年 ※土・日曜日、祝日を除く
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税者（固定資産税納税通知書が送られているかた）</li> <li>●その同一世帯の親族、納税管理人、委任を受けたかた（納税者からの委任状が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税義務者（固定資産を所有しているかた）</li> <li>●その同一世帯の親族、借地人・借家人（賃貸借契約書など権利関係を確認できる書類が必要）</li> <li>●賦課期日（1月1日）後の所有者（所有者であることが確認できる書類が必要）</li> <li>●納税管理人、破産管財人（裁判所からの選任書が必要）</li> <li>●委任を受けたかた（納税義務者からの委任状が必要）</li> </ul>
料金	無料	無料 ※5月2日（火）からは1件400円

所有者不明土地の解消に向けて  
不動産に関するルールが変わります

問青森地方法務局（☎017-776-9041）



所有者不明土地って何？

相続登記がされない等の理由で、以下のいずれかの状態になっている土地のことです。

- ①不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地
- ②所有者は分かっても、その所在が不明で連絡がつかない土地



見直しのポイント

- 不動産登記制度の見直し  
相続登記・住所等の変更登記の申請義務化（令和6年4月1日施行）など
- 4月27日から！  
相続土地国庫帰属制度の創設  
相続等で取得した不要な土地を手放すための制度を創設

詳しくは、法務省ホームページ（右記二次元コード）からご確認ください。



青森市納付お知らせセンター  
からの納付案内

問納税支援課（☎017-734-5209）

市税等の未納について、督促状の発送後も納付の確認ができない場合に、専門のオペレーターが電話で納付案内を行っています。

当センターから、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、還付金のご案内をすることはありませんので、振り込め詐欺と思われる不審電話があった場合にはご連絡ください。

